

労働災害

はい作業における労働災害の防止について

本年8月に当署管内において、積み重ねられた荷物が崩れ、近くにいた労働者が荷の下敷きとなり死亡する労働災害が発生しました。

「はい」とは、倉庫や土場などに積み重ねられた荷（小麦等のばら物の荷を除く。）の集団のことであり、これを不安定な状態で積み重ねたり、荷を積み上げ又は積み降ろしの作業時に不安全な方法で行うと荷が崩れて下敷きとなるなどの危険があります。

以下の内容を参考に事業場内の荷の状態や作業方法を点検し、労働災害の防止をお願いします。



イメージ図
(上記の災害とは関係ありません。)

点検・確認のポイント

- 屋内外に、荷を積み上げ、又はパレット上に積んだ「はい」はありますか。ある場合には、どのように積んでいるか確認していますか。
- 「はい」の高さ、荷の形状、容器の種類等を考慮し、はいの崩壊により労働者に危険を及ぼすおそれがある場合には、ロープなどで縛り荷を固定する、荷を積み替える（はい替え）を行う等の危険を防止する対策をしていますか。
- 床面から2メートル以上の袋状などのはいは、隣の荷との間隔を10センチメートル以上離していますか。
- はい付け（荷を規則正しく積み上げること。）又は、はい崩し（積上げられた荷を移動のため崩すこと。）の作業中、「はい」が崩壊し危険をおよぼすおそれのある箇所を立入禁止としていますか。
- 床面からの高さが2メートル以上の「はい」のはい付け又ははい崩しの作業を行う際（フォークリフトなどの荷役運搬機械の運転者のみにより行う場合を除く。）は、「はい作業主任者」を選任し、その者に作業を直接指揮させていますか。
- 「はい」の上で作業を行う場合に、安全な昇降設備を設けていますか（法令上は高さ1.5メートル以上の場合）。
- 「はい」の上で作業を行わせる場合に、保護帽を着用させていますか（法令上は高さ2メートル以上の場合）。
- はい付け、はい崩しの作業を安全に行うための作業手順を定め、関係労働者に周知・教育していますか。
- フォークリフトなどの荷役運搬機械のみで作業を行う場合に、事前に作業計画を定め、作業周辺の立入禁止措置を講じていますか。

※詳しくは、労働安全衛生規則（「安衛則」）第427条～435条等を参照願います。

フォークリフトの安全管理については、裏面をご参照ください。

フォークリフトの安全な使用について

以下のポイントに注意しながら、フォークリフトによる作業時の安全を確保願います。

□ 法定の資格を有する者に運転させていますか。

最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転：技能講習修了者

最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転：特別教育修了者

□ 運転中のフォークリフトや運転している荷に接触するおそれのある箇所に労働者が立ち入らないようにしていますか。また、その範囲や立入禁止措置に関し、関係労働者に周知・教育していますか。

□ 安全に作業を行うため、作業場所の広さ及び地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状に適應し、運行経路及び作業の方法が示されている作業計画を定めていますか。また、作業計画のとおり作業を行っているか確認していますか。

□ 荷のつり上げや労働者の昇降等に使用するなどの、適正な用途以外での使用を禁止していますか。

□ 駐停車時は、フォークを最低降下位置に置き、原動機を止めてブレーキを確実にかける等、逸走防止措置を講じていますか。

□ 作業場所の地形、地盤の状態等に応じた制限速度を定めていますか。

□ 作業前点検、月次点検、年次点検を行っていますか。

※安衛法第59条、同第61条、安衛則第151条の2～151条の26を参照願います。

